

個人住民税(市・県民税)の特別徴収の徹底について



三重県内全市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主のみなさんに個人住民税の特別徴収の実施を徹底していきます。

税務課市民税係 ☎ 25 1134

事業主のみなさん、個人住民税を特別徴収していますか？

給与所得者の個人住民税は、法令により、事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市に納入することになっています。パート・アルバイトを含むすべての従業員を対象に、特別徴収を実施していただきます。

※非課税従業員、給与の不定期支給など、一部対象外となる場合があります。

従業員のみなさん、個人住民税が給与から引き去られていますか？

毎年5月末までに事業主から「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」が配布されていますか。また、毎月の給与から個人住民税が特別徴収(引き去り)されていますか。

特別徴収は納期が年12回のため、納期が年4回の普通徴収(個人納付)に比べて、1回当たりの負担が少なくて済みます。また、金融機関へ出向いて納税する手間を省くことができますなどの利点があります。※複数の事業所より給与を支

特別徴収の方法による納税のしくみ

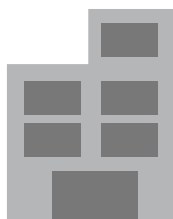
給与所得者



4 特別徴収税額の通知
(5月31日まで)

5 給与支払いの際、
税額を徴収
(6月から翌年の5月まで
毎月の給与支給日)

事業所



1 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

3 特別徴収税額の通知
(5月中旬)

6 税額の納入
(翌月10日まで)

市町

2 税額の計算



給されているかたは、所得を合算の上、税額計算を行い、いずれかの事業所から支給される給与より特別徴収(引き去り)されます。

市・県民税の均等割額の改正

●個人市・県民税均等割税率の特例

東日本大震災を踏まえ、市や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するため、平成26年度～35年度までの10年間、臨時的に個人市・県民税均等割の標準税率が引き上げられます。

・県民税均等割標準税率
年額500円引き上げ
・市民税均等割標準税率
年額500円引き上げ

●「みえ森と緑の県民税」の導入

三重県内で「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進める財源を確保するため、個人県民税の均等割が平成26年から年額1,000円加算されます。

※制度についての問い合わせ先は次のとおりです。

・税の使いみちについて

・三重県みどり共生推進課

☎059-2224-2513

・税のしくみについて

・三重県税務・債権管理課

☎059-2224-2127

平成25年度まで

平成26年度から

	標準税率	従来の標準税率	標準税率引き上げ分 (東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき地方公共団体が実施する防災施策の財源)	みえ森と緑の県民税	合計
県民税	1,000円	1,000円	500円	1,000円	2,500円
市民税	3,000円	3,000円	500円	—	3,500円
合計	4,000円	4,000円	1,000円	1,000円	6,000円